

令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)

文化財建造物を保護するため、主に国指定等以外の文化財(建造物)を対象として、応急措置及び復旧に向けて専門家を派遣し技術支援等を実施

